

家族法制部会第20回会議・議事速報

2022年11月15日、法制審議会・家族法制部会の第20回会議が、法務省内で開催された（ウェブ会議システムを併用して実施）。今回もほぼ全ての委員・幹事が出席して、大村敦志部会長の進行のもと、議事が進められた。

まず、部会資料20-1（家族法制の見直しに関する中間試案（修正案））に基づき、中間試案の取りまとめに向けた議論がされた。部会資料20-1は、部会資料19-1で示された中間試案（案）について、前回会議における議論を踏まえた修正がされたものである。

今回の会議では、一部の委員から、中間試案の取りまとめに臨むことに強い懸念を感じているとの意見表明があり、その理由として、①司法の役務提供に係る情報提供や費用支弁の支援、家庭裁判所の人員体制強化が必要であるとの指摘や、②税制・社会保障制度・教育支援との関係を整理する必要がある、その検討のための省庁横断的な検討会を設置すべきであるとの指摘がされた。その上で、これらの指摘に係る事項を中間試案に盛り込むべきであるとの意見が示され、これに賛同する意見もあった。

もともと、他の多くの委員・幹事からは、この部会の役割は父母の離婚後の子の養育の在り方に関連する民事基本法制の見直しをすることであるから、上記①及び②の指摘に係る事項は、この部会での調査審議の対象ではないとの指摘がされた。その上で、これらの事項を中間試案に盛り込むのではなく、中間試案の補足説明において、この部会の議論の中で上記①及び②の指摘をする意見があった旨を記載してはどうかとの意見が示された。

また、上記の各意見についての議論に加え、部会資料20-1に記載された中間試案の案の具体的な文言についての修正の可否を含めた議論がされたが、多くの委員から、部会資料20-1の内容はこれまでの議論を踏まえた適切なものとなっているとの指摘がされた。

そして、これらの各意見についての議論がされた結果として、今回の会議において、部会資料20-1のとおりの内容で中間試案の取りまとめをすることが全会一致で決定された。なお、実質的な内容に影響しない細かな字句の修正については、部会長に一任された。今回の会議で取りまとめられた中間試案は、今後、パブリックコメントの手續に付されることが予定されている。

次に、今回の会議では、部会資料19-2に基づき、中間試案の補足説明に関する議論がされ、各委員から、補足説明に盛り込むべき事項や記載ぶりに関して意見が示された。今後、パブリックコメントの手續を実施する際には、今回の会議で取りまとめられた中間試案とともに法務省民事局（参事官室）の責任において作成した補足説明が公表されることとなる。

※ 本速報は、事務局の責任で、部会の議事結果のあらましを、速報として、日本語・英語で随時に提供するものである。追って、議事録（日本語）を公開する予定である。